

平成23年度西ノ島町職員（保育士）採用試験案内

西ノ島町役場

平成23年度 西ノ島町職員（保育士）採用試験を次のとおり行います。（随時募集）

1. 受付期間

- (ア) 平成24年1月18日（水）から平成24年3月5日（月）までを受付期間とし、毎月第1月曜日（休日の場合は、翌平日）を受験申込締切日とします（毎月の受験申込締切日ごとに採用試験を行います）。受付期間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。郵送による場合は、各締切日必着とします。
- (ウ) 採用予定人員に達した場合は、採用試験を終了します。

2. 試験の種目、試験の区分・職種、採用予定人員及び職務内容

試験の種目	試験区分・職種	採用予定人員	職務内容
短卒程度	保育士	1名	保育業務

*採用予定人員は変更する場合があります。

3. 受験資格

- (1) 次の受験資格を有するものが受験できます。

試験の種目	試験区分	年齢等
短卒程度	保育士	昭和46年4月2日以降に生まれた人で、保育士の資格を有する人、又は平成24年3月末までに当該資格を取得する見込みの人

- (2) 上記(1)にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

- (ア) 日本の国籍を有しない人
- (イ) 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む）
- (ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人又はその刑の執行猶予の期間中の人その他その執行を受けることがなくなるまでの人
- (エ) 西ノ島町の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- (オ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4. 試験の日時、内容、試験地及び試験会場

日 時	内 容	試 験 地 及 び 会 場
受験申込締切日の属する月内 (別途通知)	作文試験・人物試験	別途通知

5. 試験内容

試 験 科 目	内 容
作 文 試 験	職務遂行に必要な思考力、表現力等について作文試験を行います。
人 物 試 験	主として人格、性格をみる目的で個別面接を行います。

6. 受験手続

(1) 申込用紙の交付

(ア) 申込用紙は、西ノ島町役場総務課で交付します。

(イ) 申込用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「試験請求」と朱書し、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(角2サイズ)を必ず同封して西ノ島町役場総務課まで請求して下さい。

(2) 受験の申込み

申込み用紙に必要な事項を記入し、西ノ島町役場総務課に提出して下さい。郵送する場合は、封筒の表に「試験申込」と朱書し、書留で郵送して下さい。

なお、受験票は、申込みを受けた際、すぐに交付しないで受験資格を審査し、受付締切後郵送します。

採用試験カードは試験申込と一緒に提出して下さい。

申込みの際は、申込み用紙の受験票欄は切り放さないで、裏面に50円切手を貼って、あて先を明記して下さい。その際、写真欄に写真を貼らないで下さい。(写真は、受験票の交付を受けた後、試験当日までに貼って下さい。)

7. 合格発表

西ノ島町役場掲示板に掲示するほか合格者に通知します。

8. 合格から採用まで

- (1) 合格者は、採用候補者名簿に登載され、そのうちから採用者が決定されます。従って、採用候補者名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。なお、採用候補者名簿は原則として1年間有効です。また、採用は原則として平成24年4月1日以降となります。
- (2) 「3. 受験資格」を満たさない場合は、採用される資格を失います。

(3) 初任給（平成23年4月1日現在）

職 種	月 額
保 育 士	149,800 円

初任給は、給与条例等に基づき支給します。このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末勤勉手当等の諸手当が支給されます。学校卒業後、経験年数を有する者は、それに応じて加算されます。なお、西ノ島町では財政事情により給与減額措置を行っていません。

9. その他

受験手続き、その他この試験につきましては、下記までお問い合わせ下さい。

〒684-0211 島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷534番地

西ノ島町役場 総務課 総務管理係 藤原

TEL 08514-6-0101 FAX 08514-6-0683

E-mail info@town.nishinoshima.shimane.jp